

[事案 26-171] 契約無効請求

・平成 27 年 9 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

申立人が高齢であったにも関わらず、親族にも相談せず、短時間の説明で、高額保険に契約させたなどとして、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 7 月、募集人（銀行員）は、申立人が高齢で独り暮らしであり、当時、遺言信託の手続きを進めていたことを知っていたにも関わらず、親族にも相談せず、短時間の説明で、高額の変額個人年金に契約させたことから、契約を取り消し、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約申込みまでに合計 5 回（6 時間）にわたって、契約締結前交付書面および商品パンフレットを用いて、本件契約のしくみ、契約初期費用、資産運用関係費、保険関係費、解約控除、クーリング・オフ等を繰り返し説明している。
- (2) 募集は一般的な手順で行われているのに加え、申立人の年齢に配慮して、時間をかけ、より丁寧に行われている。
- (3) 申立人は意向確認書を確認のうえ自らチェックし、募集人の面前で署名していること等から、申立人に対する説明は十分なものであり、説明義務違反は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に契約時の金融資産の状況資料を求めるとともに、募集人の説明内容等に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人 2 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は一定の説明を受け、内容を理解したうえで契約しているものと認められるものの、以下のとおり、募集人の募集行為は、80 歳代の高齢者に対して高額の変額個人年金を募集するにあたっては慎重さを欠くものであったことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、申立人が資産状況について「(5000 万円超) 1 億円以内」と申告したところ、その他に確実な根拠もなく、申立人は 1 億円近くの資産を有するものと判断するなど、申立人の資産総額および元本変動商品の保有状況について、正確な情報にもとづく検討を行っていなかった。
- (2) 募集人は、申立人が、遺言信託の契約手続きを進めていたことを承知していたものの、申立人の個別事情の正確な把握が不十分であったと思われる。
- (3) 保険会社は、契約日において、募集人が商品内容等を説明し、意向確認書の全項目を読み上げたうえで、申立人自身が意向確認を行い、申込書の内容の訂正および署名捺印を行ったと主張するものの、それらに要した時間はごく短時間であったことが認められ、説明や意向確認が十分に行われたのか、疑問が残る。仮に時間をかけて説明したとしても、契約

前に、申込者が契約内容を理解したうえでそれが自らのニーズに合致しているものであることを最終的に十分確認するために、意向確認書を作成するのであり、形式的なチェックでは意味がない。